

新型コロナウイルス感染拡大防止・緊急事態宣言 に基づく業務等の取り扱いについて

4月16日付けで発令されました「政府の緊急事態宣言」に基づきまして、八代市社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に緊急的かつ効果的に対応し、市民の皆様の安全確保及び職員の感染リスクの軽減を図るとともに、当会の使命であります「福祉サービス」を継続的に提供させていただくために、下記のとおり、緊急時の優先業務を定め、止むを得ず他の事業の休止・縮小・延期をさせていただきます。

何かとご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力をいただきますよう、宜しく願いいたします。尚、この内容は、状況に応じて適宜変更する予定です。その場合は当会ホームページにて周知を図ります。

1. 優先業務に特化して業務を行う期間（緊急事態措置を要請された期間）

令和2年4月20日（月）から5月6日（水）まで（土・日・祝日を除く。）

2. 優先業務の考え方

市民の皆様の生命や生活の維持のために、緊急的に対応する必要があると判断される業務を優先業務として位置付けます。

3. 主な優先業務

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等による貸し付け業務
 - ①福祉資金 緊急小口資金（特例貸付） ②総合支援資金 生活支援費（特例貸付）
- (2) 介護保険事業・介護予防事業
- (3) 生活困窮者自立相談支援事業
- (4) 緊急食料等支援事業
- (5) 法人成年後見事業・地域福祉権利擁護事業
- (6) その他
 2. の「優先業務の考え方」に基づき、判断し行う業務

4. 優先業務以外の業務

期間中は、業務を縮小して継続はいたしますが、対応が通常より時間を要することが予測されますので、予めご理解をお願いいたします。

5. その他

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等による貸し付け業務以外の各種相談やお問い合わせは、電話・メール・ファックスでお願いいたします。

【問合せ先】

八代市社会福祉協議会 総務企画係

八代市本町一丁目9番14号 TEL 62-8228 FAX 62-8227

URL <http://www.yatsushiro-shakyo.jp/> E-mail: info@yatsushiro-shakyo.jp